

第15 パッケージ型消火設備

令第29条の4第1項の規定に基づく、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）第1条で規定するパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する基準は、同条の規定によるほか、次によること。

1 設置要件

パッケージ型消火設備を設置できる防火対象物は、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第12号。以下この第15において「告示第12号」という。）第3によること。この場合において、告示第12号第3の各号中「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは、次のいずれかに適合する場所で、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機器室及び指定可燃物を貯蔵し、又は取扱う場所その他これらに類する場所（第1節第1 令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い1(2)アに規定している機能的に従属している部分を除く。）以外の場所 ◇

(1) 外気に面する常時開放された開口部が次により設けられている場所

ア 開放部分の合計面積が当該防護区画の床面積（水平投影面積とする。）の15%以上（1面の開口面積は5%以上とすること。（2）アにおいて同じ。）あること。

イ 開口部は、天井（天井がない場合にあつては、屋根をいう。以下この第15において同じ。）又は壁面の2面以上に設けられていること。ただし、壁面に設ける場合にあつては、隣地境界線又は他の建築物等からの距離が、1m以内にある開口部は算定しないものとし、床面からの高さが天井の高さの2分の1以上にある部分を有効開口部として算定するものとする。

(2) 地上階にある防護区画で、当該防護区画外から手動又は遠隔操作により容易に開放又は操作できるもので、次のいずれかに該当するものが設けられている場所

ア 開放部分の合計面積（前(1)イの規定に適合する開口部の合計面積をいう。）が当該防護区画の床面積の20%以上あり、天井又は壁面の2面以上に設けられた外気に面する開口部

イ 有効な排煙装置（室内の空気を5回毎時以上排出する能力があるもので、非常電源を排煙設備の例により設けたもの）

(3) 規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有している場所で、次のいずれかに該当する場所

ア 当該場所の各部分から2以上の異なった経路により安全に、避難上有効な開口部に至ることができる場所

イ 避難上有効な開口部を容易に見通し、かつ識別することができる場所で当該開口部に至る歩行距離が避難階にあつては20m以内、避難階以外の階にあつては10m以

第2章第2節 第15 パッケージ型消火設備

内の場所

2 設置維持の基準

告示第12号第4の規定によるほか、次によること。

(1) 設置場所は、次に掲げる主要な避難口付近とすること。

ア 避難階（建基令第13条第1号に規定する避難階をいう。以下この第15において同じ。）にあつては屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口。以下イにおいて同じ。）

イ 避難階以外の階にあつては直通階段の出入口

(2) 前(1)によるほか、第1節第1令別表第一に掲げる防火対象物の取扱い1(2)アに規定する部分を除く場所を有効範囲とする場合は、当該場所以外の場所で、消火活動後、容易に避難することができる場所に設置すること。◇

(3) 屋内消火栓設備とパッケージ型消火設備の両方を混在して設置する場合は、告示第12号第9に規定する表示とあわせて、貯蔵容器の直近の見やすい箇所に、当該パッケージ型消火設備が防護する部分を記載した表示を設けること。◇

(4) 消火薬剤放射時間が短いため、操作方法等を関係者へ周知し、熟知させること。

3 特例適用の運用基準

令第32条の規定を適用する場合は、次によること。

(1) 告示第12号第3に規定する防火対象物又はその部分で、次に適合する地階については、前1(1)から(3)に規定する場所に限り、令第32条の規定を適用しパッケージ型消火設備を設置することができる。

ア 避難階であること。

イ 第1節第5 無窓階関係2(1)に規定する大型開口部を2以上有する階であること。

ウ 前イの開口部は、規則第5条の3第2項及び第1節第5無窓階関係2(2)及び(3)の規定に適合していること。

(2) スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物又はその部分で、次に適合する地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所については、令第32条の規定を適用しパッケージ型消火設備を設置することができる。

ア 補助散水栓の代替として設置するものであること。

イ スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備の警戒区域の範囲からパッケージ型消火設備で容易に消火できる範囲内であること。

(3) 前1に規定する場所以外の場所で、特に消防局長が認めたとき。